

南相馬市監査委員公表第 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による公の施設の指定管理者監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 8 日

南相馬市監査委員 小 澤 政 光

南相馬市監査委員 鈴 木 昌 一

公の施設の指定管理者監査結果

1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象

公の施設	指定管理者	関係所管課
かしま交流センター	特定非営利活動法人 かしま元気スポーツクラブ	鹿島区地域振興課

3 監査の範囲

平成29年度に係る事務事業

・住民相互の交流・活動の場として施設の提供及び市民活動の支援に関する事業

4 監査を実施した委員 小澤政光・今村裕・鈴木昌一

〔今村裕 平成30年11月30日付退任〕
〔鈴木昌一 平成30年12月26日付就任〕

5 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおりである。

(1) 所管課

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

事業報告書の点検は適切になされているか。

指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 指定管理者

施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。

協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

利用促進のための努力はなされているか。

公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

6 監査の方法

監査の実施にあたっては、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、関係職員、団体責任者等からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行った。

7 監査の期間

平成30年10月19日～平成31年1月7日

8 対面監査の実施日

平成30年11月26日

9 監査の結果

今回監査を実施したところ、施設の目標達成に必要な管理運営については、利用者サービス向上に努力している姿勢が見られたものの、一部、施設管理及び事務処理において、指導事項が認められたので、指定管理者にあつては所管課との協議により、所管課にあつては指定管理者に対する指導を含め、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、軽微な改善又は検討を要する事項については、口頭で指示した。

かしま交流センター

1 指定管理者の名称

特定非営利活動法人 かしま元気スポーツクラブ

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

3 平成29年度指定管理料

15,680,000円

4 施設概要

施設所在地 南相馬市鹿島区横手字川原186番地の1

建設年月 平成26年9月

敷地面積 3,307.18㎡

延床面積 896.33㎡ 大ホール、和室、中会議室1.2、小会議室、相談室、サロン
事務室

設置目的 市民の協働によるまちづくりの推進を図り、住民相互の交流と活力ある地域社会の実現に寄与するため

5 業務の範囲

(1)センターの管理及び運営に関する業務

住民相互の交流・活動の場として施設の提供に関すること

市民活動の支援に関すること

スタッフの配置等に関すること

利用者に対する対応

広報に関すること

その他に関すること

(2)施設及び設備の維持管理に関する業務

保守管理業務に関すること

設備・備品管理業務に関すること

清掃業務に関すること

施設敷地内の駐車場の管理業務に関すること

(3)施設利用許可等に関する業務

(4)利用料金の徴収、減額及び免除に関する業務

(5)緊急時の対応に関する業務

(6)その他に関する業務

6 指定管理者選定

選定区分 公募

応募者数 1団体

仮協定年月日 平成28年11月21日

市議会議決年月日 平成28年12月14日

7 利用料金制度
適用

8 施設利用状況

(単位：人、%)

区 分	計画(目標)	利用実績	前年度実績	対前年比	備 考
センター利用者	20,100	19,197	20,315	5.5	

9 収支決算の状況(平成29年度)

(収入)

費 目	決 算 額 (円)
指 定 管 理 料	15,680,000
利 用 料 金	588,700
複 写 機 利 用 料 金	311,439
雑 収 入	23
自 主 事 業 収 入	1,000,452
小 計	17,580,614

(支出)

費 目	決 算 額 (円)
人 件 費	9,156,232
旅 費	10,000
需 用 費	2,168,079
修 繕 費	26,088
役 務 費	391,546
委 託 料	1,458,665
使 用 料 及 び 賃 借 料	2,000,571
函 書 費	163,089
負 担 金 及 び 交 付 金	6,800
車 両 費	64,638
公 課 費	444,400
自 主 事 業 に よ る 経 費	1,000,192
支 出 合 計	16,890,300

事業報告書を基に監査委員事務局で作成

平成29年度 収入支出差引残額 690,314円

10 事業費の状況

過去2年間の指定管理料

(単位：円)

年 度	平成28年度	平成29年度	備 考
金 額	16,190,000	15,680,000	導入年度：平成27年度

1.1 監査の結果

協定に基づく義務の履行はおおむね適正に執行されていると認められたものの、下記に記載のとおり改善を要する事項や検討を要望する点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に一層努力されたい。

なお、軽微な改善又は検討を要する事項については、口頭で指示した。

(1) 施設の利用許可及び減免事務について改善を求めたもの

【指定管理者及び鹿島区地域振興課に対して】

施設利用許可事務においては、申請内容の審査を行い、利用料金の算定及び減免の承認を行わなければならない。

対象施設の施設利用の許可及び減免に係る事務について確認したところ、以下の問題点が見受けられた。

指定管理者は、南相馬市かしま交流センター条例施行規則第2条の規定に基づき、利用許可事務を行っているが、申請書の記載内容に不備があるにもかかわらず訂正を求めているものなど、適正な取扱いとなっていなかった。

指定管理者は、南相馬市かしま交流センター条例施行規則第7条の規定に基づき、使用料の減免事務を行っているが、その具体的な理由や減免額（率）を申請書及び許可書に明記していなかった。

鹿島区地域振興課は、施設の利用許可及び減免を行う際には適切な取扱いとなっているか確認を行い、指導をすべきであった。

[指導事項]

指定管理者及び鹿島区地域振興課は、今後、施設利用許可に当たっての業務手順や受付の際のチェックポイントの整理を行い、適正な審査、事務となるよう努めること。なお、利用許可申請書については、複数職員による確認と上司の決裁の義務付けを行うこと。

鹿島区地域振興課は、利用料金の減免となる事業目的、対象となる団体について整理するとともに、指定管理者と協議・調整を行われない。

鹿島区地域振興課は、定期的に申請書の受付及び処理状況を確認し、適切な指導・助言等をされたい。

(2) コピー機、印刷機等の使用料の管理・徴収について改善を求めたもの

【指定管理者及び鹿島区地域振興課に対して】

指定管理者は、コピー機・印刷機の設置や原稿の作成を代行するなど、施設利用者の利便性を図っている。

しかし、使用料等の徴収状況について確認したところ、以下の問題点が見受けられた。

指定管理者は、本来、コピー機・印刷機等を利用した際には、利用者からその都度、使用料を徴収しなければならないが、長期間分まとめて領収しているもの、利用年度を超えて徴収しているものなどが見受けられた。また、領収書を相手方に交付していないものや、領収書の宛名が正しくないもの、実際の使用期間でははく、相手方の求めに応じた期間として発行しているものなど、適正ではない取扱いが見られた。

鹿島区地域振興課は、定期的に使用料の徴収状況について確認を行い、指導をすべきであった。

[指導事項]

指定管理者及び鹿島区地域振興課は、今後、使用料の徴収に当たっての業務手順やルールの整理を行い、使用料の徴収状況及び利用状況を把握できるよう、利用・徴収簿を整備し、適正に取扱われたい。

鹿島区地域振興課は、定期的に使用料の徴収状況を確認し、適切な指導・助言等をされたい。

(3) 適正な経理事務について改善を求めたもの

【指定管理者及び鹿島区地域振興課に対して】

指定管理者は、当該施設の管理に当たっては、資金の適正な管理と経理内容の明確化に努めなければならない。

対象施設の財務事務について確認したところ、以下の問題点が見受けられた。

指定管理者が作成した事業報告書において、収入月の計上が領収月と相違しているもの、支出において、使用料及び賃借料に計上しなければならないものが消耗品費として計上されているものなど、事業報告書の作成に指摘すべき点が見られた。

監査時に提出された現金出納帳に、自主事業に係る事業費の記載が漏れていた。

領収書や申請書に、手書きで加筆・訂正を行っているものなどが見受けられた。

指定管理者は、当該管理業務において他の事業と区分して経理しなければならないが、一部、NPO 本体の経理と混同して会計処理を行っており、収支の根拠が確認し難い状況となっている。

鹿島区地域振興課は、事業報告書と証拠書類の突合・確認を行い、適正な経理事務となるよう、指導をすべきであった。

[指導事項]

指定管理料は公金であり、公費の透明性確保の観点からも、当該施設の管理運営に係る経理について、他の経理と明確に区分すべきである。専用口座により管理を行うよう、適切な経理事務に努めること。

指定管理者による管理業務の実施状況等を適正に把握するため、指定管理者は、委託事業と自主事業の業務内容を明確に区分すること。また、指定管理委託料に係る収支決算書については、自主事業分についても記載すること。

職員が単独で出納業務を行うことは、不適切な事務処理を招く可能性が高くなるため、指定管理者は、入出金に際しては、複数職員による確認と上司の決裁の義務付けを行い、適切な会計処理の徹底とチェック体制の強化に努めること。

鹿島区地域振興課は、正確な事業報告を行うよう、指定管理者に指導するとともに、適正な経理状況の把握に努められたい。

(4) 重要事項の協議について改善を求めたもの

【指定管理者及び鹿島区地域振興課に対して】

指定管理者は、協定書及び管理業務仕様書に基づき、施設内の備品管理に当たっては、適正に管理しなければならない。破損、不具合が生じた場合には、市に速やかに報告しなければならない。また、施設内におけるリース契約している物品（以下「リース物品」という。）についても、備品と同様に、常に良好な状態で供用することが望まれる。

対象施設の備品及びリース物品について確認したところ、以下の問題点が見受けられた。

リース物品である印刷機について、保守契約では対象とならない高額な修繕が発生したため、リース契約期間の途中で解約を行ったが、この件に関して、鹿島区地域振興課に報告、協議がされていなかった。

[指導事項]

協定書第9条及び別記2の規定により、1件当たり10万円を超える修繕費は市が負担することになるため協議が必要である。また、協定書第9条2項の規定により、当初想定していなかった高額なリース解約金が発生する場合には、市と指定管理者において協議が必要である。今後は、指定管理者及び鹿島区地域振興課は、協定書の遵守の徹底を図るとともに、重要事項については、両者において協議を行い、方針を決定されるよう努められたい。

鹿島区地域振興課は、施設及び施設内の備品の管理について不具合が生じた場合には、速やかに報告を行うよう、指定管理者に指導するとともに、管理状況の把握に努められたい。

(意見)

施設利用率の向上・促進について

【指定管理者及び鹿島区地域振興課に対して】

かしま交流センターは、「住民相互の交流・活動の場として施設の提供」及び「市民活動の支援に関する」事業を行う目的のため設置されているが、現状は、利用者の高齢化や利用団体数の減少などにより、利用者が減ってきている。

今後は、指定管理者のノウハウを生かし、新しい利用団体の獲得や利用率の向上、施設の利用促進に向けた取り組みを行うとともに、より良い施設や活動の機会を市民に提供できるような、魅力ある事業展開及び施設運営に努められたい。